電子申告・納税等開始(変更等) 届出書

	计印										
			Т			□住所地・□昂	⊰所地・□事業所	等(個人	.の方は該当するものに✔	/を付してください。)
						(〒	_)			
			納	税	地	()		,			
			JA. 3	176	10						
令和 年	月 日	日	共一				(電話	番号 —)
			住	所又は鳥	3 所	(〒	_)			
			(法人の場	合)						
			1 **	店又は主た	- ろ						
				孫所の所名			(電話看	乒 日.		1
								电神	ゴク 一	_)
			}	リガ							
			屋		号						
) 通	法人の場	合)						
			温法	人等の名	3 称						
			7	リ ガ	ナ						
			氏		名						
			1 1	法人の場							
			7	表者氏	: 名						
						(〒)			
			代	表者住	所						
			法				(電話看	采	_)
				リガ	ナ			HE THE	ヨ· ク		/
			\ \				•••••				
				た店又は主た 事務所の名							
			人	事 (为[7] (7) (7)	421						
						※個人の	方は個人番号の	記載は	は不要です。	1	
			法	人 番	号				1 1 1		1 1
	個電		業								
		事業内容	支)								
				口大	E · D	沼和	・□ 平成 ・	□ 令和			
			人生	年 月	日			-ш-те		19.116	
								年	月	H	
		スツ はままロヽ							然1々の担合に		
		やる 情報』	进行权	術を活用	したク	行政の推進	生等に関する	5省令	・	より下記の	
とおり届け	け出ます。	糸の1育報1	世1百1又	術を活用	したタ	行政の推進	進等に関する	5省令	・	より下記の	
とおり届 <i>に</i> 	け出ます。	糸る情報!	世1百1 又	術を活用	したタ		生等に関する	6省令	・勇4条の規定に	より下記の	
とおり届に	ナ出ます。 	糸る情報: 	世161又	術を活用	した?	行政の推進 <u>記</u>	善等に関する	省令	・男4条の規定に	より下記の	
とおり届り							生等に関する	省令	*第4条の規定に	より下記の	
とおり届 <i>i</i> 	ナ出ます。 開			術を活用			き等に関する 	省令	男4余の規定に	より下記の	
とおり届! 		始■申	∃告・糸	呐税等手 続	Ē						
とおり届い		始■申	∃告・糸		Ē				第4条の規定に		
とおり届い		始■目□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	号・糸	内税等手続 号等の再発	 註 : : : : : :	記			1務代理による利	用の開始	
		始■目□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	号・糸	呐税等手 続	 註 : : : : : :	記				用の開始	
届出の内容		始■申□申□利	音告・組織を表現である。	n 税等手続 号等の再発 里による利	を を を	記りむり			1務代理による利	用の開始	
	開	始■申□申□利	音告・組織を表現である。	n 税等手続 号等の再発 里による利	を を を	記りむり		□ 税	1務代理による利	用の開始)みによる
		#	音告・組織を表現である。	nn税等手続 号等の再発 里による和 子申告・糾	を を を	記りむり		□ 税□ 和	免務代理による利 党子証明書の更新	用の開始 等 び暗証番号の	
	開	始 ■ 申 □ 取 □ 取 □ 取	= 告・編音証番号 ・	nn税等手続 号等の再発 里による和 子申告・糾	語 活行 月用 σ	記)取りやめ /ステムの	利用の	□ 税 □ 電 □ 和 e-	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	用の開始 等 び暗証番号の	
	開	始■申明初□□和和	日告・ 新語番号 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ と り り り り	nn税等手続 号等の再発 里による和 子申告・糾	記行 月の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	記の取りやめ イステムの 音証番号の	利用の みによる	□ 税 □ 電 □ 和 e-	経務代理による利 記子証明書の更新 J用者識別番号及 -Taxの送信方法・	用の開始 等 び暗証番号の	
	開	始 ■ 甲 甲 秒 巨耳禾e	=告・系音証番号 ・	内税等手続 号等の再発 里による和 子申告・納 数別番号及	を を は は	記の取りやめ イステムの 音証番号の	利用の みによる	□ 税 □ 電 □ 和 e-	経務代理による利 記子証明書の更新 J用者識別番号及 -Taxの送信方法・	用の開始 等 び暗証番号の	
	開	始■ 申 明 秒 匡耳禾 e ø	ョ告・新音証番号 ・	内税等手続 号等の再発 里によ キ・ を サート ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ が の り が の り が り り が り が り り が り り り り り	を 新税 シ で (ID・・)	記 の取りやめ ンステムの 舒証番号の パスワー	利用の みによる	□ 税 □ 電 □ 和 e- の	経務代理による利 記子証明書の更新 J用者識別番号及 -Taxの送信方法・	用の開始 等 び暗証番号の	
	開	始■ 申 明 秒 匡耳禾 e ø	ョ告・新音証番号 ・	内税等手続 号等の再発 里によ キ・ を サート ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ が の り が の り が り り が り が り り が り り り り り	を 新税 シ で (ID・・)	記 の取りやめ ンステムの 舒証番号の パスワー	利用の みによる ド方式)	□ 税 □ 電 □ 和 e- の	経務代理による利 記子証明書の更新 J用者識別番号及 -Taxの送信方法・	用の開始 等 び暗証番号の	
届出の内容	開	始■ 申 明 秒 匡耳禾 e ø	ョ告・新音証番号 ・	内税等手続 号等の再発 里によ キ・ を サート ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ が の り が の り が り り の り の り の り り り り り り	を 新税 シ で (ID・・)	記 の取りやめ ンステムの 舒証番号の パスワー	利用の みによる ド方式) 付してくだ。	□ 税 □ 和 e- の	経務代理による利 記子証明書の更新 J用者識別番号及 -Taxの送信方法・	用の開始 等 び暗証番号の	
	開	始■ 申 明 秒 匡耳禾 e ø	ョ告・新音証番号 ・	内税等手続 号等の再発 里によ キ・ を サート ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ が の り が の り が り り の り の り の り り り り り り	を 新税 シ で (ID・・)	記 の取りやめ ンステムの 舒証番号の パスワー	利用の みによる ド方式)	□ 税 □ 和 e- の	経務代理による利 記子証明書の更新 J用者識別番号及 -Taxの送信方法・	用の開始 等 び暗証番号の	
届出の内容	開	始■ 申 明 秒 匡耳禾 e ø	ョ告・新音証番号 ・	内税等手続 号等の再発 里によ キ・ を サート ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ が の り が の り が り り の り の り の り り り り り り	を 新税 シ で (ID・・)	記 の取りやめ ンステムの 舒証番号の パスワー	利用の みによる ド方式) 付してくだ。	□ 税 □ 和 e- の	経務代理による利 記子証明書の更新 別用者識別番号及 -Taxの送信方法の 利用の開始	用の開始 で暗証番号の (ID・パスワー	- ド方式)
届出の内容	開	始■ 申 明 秒 匡耳禾 e ø	ョ告・新音証番号 ・	内税等手続 号等の再発 里によ キ・ を サート ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ が の り が の り が り り の り の り の り り り り り り	を 新税 シ で (ID・・)	記 の取りやめ ンステムの 舒証番号の パスワー	利用の みによる ド方式) 付してくだ。	□ 税 □ 和 e- の	経務代理による利 記子証明書の更新 J用者識別番号及 -Taxの送信方法・	用の開始 等 び暗証番号の	- ド方式)
届出の内容 参 考 事 項	関 変 更	始■ 申 明 秒 匡耳禾 e ø	ョ告・新音証番号 ・	n 税等手続 子 の 再発 の 再発 の 再発 の 再発 の まる ・	を 新税 シ で (ID・・)	記 の取りやめ ンステムの 舒証番号の パスワー	利用の みによる ド方式) 付してくだ。 税 理 士	和電利eのい。	経務代理による利 記子証明書の更新 別用者識別番号及 -Taxの送信方法の 利用の開始	用の開始 で暗証番号の (ID・パスワー	- ド方式)
届出の内容 考 理 番	関 変 更	始■ 申 明 秒 匡耳禾 e ø	ョ告・新音証番号 ・	nn税等手続 一	を 新税 シ で (ID・・)	記 の取りやめ ンステムの 舒証番号の パスワー	利用の みによる ド方式) 付してくだ。	和電利eのい。	経務代理による利 記子証明書の更新 別用者識別番号及 -Taxの送信方法の 利用の開始	用の開始 で暗証番号の (ID・パスワー	- ド方式)
届出の内容 考 撃 理 番	開 更 ———————————————————————————————————	始 ■ 年 曜 移 匡珥禾 e の注	目告・紹子	nn 特	を 新税 シ で (ID・・)	記 の取りやめ ンステムの 舒証番号の パスワー	利用の みによる ド方式) 付してくだ。 税 理 士	和電利eのい。	経務代理による利 注子証明書の更新 月用者識別番号及 -Taxの送信方法の 利用の開始	用の開始 び暗証番号の (ID・パスワー	- ド方式) - ・)
届 出 の 内 事 理 力 の 項 年 第 理 り の の の の の の の の の の の の の の の の の の	開 変 更	始■ 申 明 秒 匡耳禾 e ø	ョ告・新音証番号 ・	n 税 等 の よ ま の で ま か み が み ま か み が み ま か み か か か す か ま か か か か か か か か か か か か か か	を 新税 シ で (ID・・)	記 の取りやめ ンステムの 舒証番号の パスワー	利用の みによる ドカしてくだ。 税 理 士 利用者識別	↑ □ □ □ ☆v 等 番 番 → ☆v ・	経務代理による利 注子証明書の更新 川用者識別番号及 -Taxの送信方法の 利用の開始 (電話番号 個人 源泉	用の開始 で暗証番号の (ID・パスワー	- ド方式) - ・)
届 出 の 内 客 整 力 年 年 年 年 月 年 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	開	始	日告・紹子	Manual And	を 新税 シ で (ID・・)	記 の取りやめ ンステムの 舒証番号の パスワー	利用の みによる ド方式) 付してくだ。 税 理 士	↑ □ □ □ ☆v 等 番 番 → ☆v ・	 独務代理による利 記子証明書の更新 財用者識別番号及 一百本の送信方法(一部本 一個人源泉 一個人源泉 	用の開始 び暗証番号の (ID・パスワー	- ド方式) 資産・資料
届 出 の 内 事 理 力 の 項 年 第 理 り の の の の の の の の の の の の の の の の の の	開	始 ■ 年 曜 移 匡珥禾 e の注	目告・紹子	n 税 等 の よ ま の で ま か み が み ま か み が み ま か み か か か す か ま か か か か か か か か か か か か か か	を を が が は で は で は に で に で に で に で に で に に で に で に で に で に で に に で に に に に に に に に に に に に に	記 の取りやめ ンステムの 舒証番号の パスワー	利用の みによる ドカしてくだ。 税 理 士 利用者識別	↑ □ □ □ ☆v 等 番 番 → ☆v ・	経務代理による利 注子証明書の更新 川用者識別番号及 -Taxの送信方法の 利用の開始 (電話番号 個人 源泉	用の開始 び暗証番号の (ID・パスワー	- ド方式) - ・)

電子申告・納税等開始(変更等)届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、国税電子申告・納税システム(以下「e-Tax」といいます。)により申告、申請・届出及び納税手続を 行おうとする場合に提出するものです。
 - (注) 暗証番号の忘失等により、再発行を受ける場合にも届出が必要になります。
- 2 この届出書は、個人の方は所得税(源泉徴収に係る所得税を除く。)の納税地(相続税における財産取得者も所得税 の納税地)、法人は法人税の納税地(法人の支店等は各税法に規定する納税地)を所轄する税務署長に提出してくださ い。
 - (注)1 e-Tax の利用には、利用者識別番号及び暗証番号が必要になり、この届出書に基づいて、利用者識別番号及び暗証番号を通知します。
 - 2 e-Tax のご利用に当たっては、「国税電子申告・納税システムの利用規約」 (e-Tax ホームページ 「https://www.e-tax.nta.go.jp」に掲載されています。) を必ずお読みください。
 - 3 新たに開業又は法人を設立した場合等においては、個人事業の開廃業等届出書、法人設立届出書、消費税の 新設法人に該当する旨の届出書、給与支払事務所等の開設届出書、収益事業開始届出書、外国普通法人となっ た旨の届出書、営業等開始申告書等を別途提出していただく必要があります。

また、この届出書の提出に伴って、青色申告の承認申請書、源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書等の提出期限が延長されることはありませんので、ご注意ください。

- 3 各欄は、次により記載してください。
 - (1) 個人の方の場合、「納税地」欄の該当する□に✔を付してください。
 - (2) 法人の場合、「納税地」欄には、本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。 なお、納税地が本店又は主たる事務所の所在地と異なるときは、この届出の対象となる所在地を記載してください。
 - (注) 納税地がマンション (アパート) 等の場合には、マンション名、部屋番号等を併せて記載してください。(記載例) ○○町×丁目□番△号 ○○マンション××号室
 - (3) 法人の支店等の場合、「本店又は主たる事務所の名称」欄には、本店等の名称を記載してください(「法人等の名称」欄と同一の場合には、記載不要)。
 - (4) 法人の支店等の場合、「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、本店等の所在地を記載してください(「納税地」欄と同一の場合には、記載不要)。
 - (5) 「法人番号」欄には、法人番号(13 桁)を記載してください(提出日時点において、法人番号を有しない場合に は、記載不要)。
 - (6) 「届出の内容」欄には、該当する□に✓を付してください。
 - (7) 「参考事項」欄には、次の事項について記載してください。
 - イ 暗証番号等の再発行を受ける場合にはその理由
 - ロ 税務代理による利用を行う弁護士(弁護士法人を含む。)等である場合には、「税務代理による利用」
 - ハ その他連絡先等の参考となる事項
 - (8) 「税務署整理欄」には、記載しないでください。

4 その他

- (1) e-Tax をご利用になり、申告をされた方には、翌年分の申告書等の用紙は送付されません。
- (2) 既に利用者識別番号を取得されている方が、この届出書を再度提出し、新たに利用者識別番号を取得した場合、新たな利用者識別番号では、古い利用者識別番号により提出した申告等の内容を確認することはできなくなります。
- (3) 利用者識別番号及び暗証番号のみによる e-Tax の送信方式(以下「ID・パスワード方式」といいます。)とは、個人の方を対象とし、厳格な本人確認に基づき税務署長が通知した e-Tax 用の ID・パスワードにより電子申告を可能とする方法です。したがって、法人の方は、ご利用いただけません。
 - (注) マイナンバーカード及び IC カードリーダライタが普及するまでの暫定的な対応となります。
- (4) ID・パスワード方式をご利用いただくためには、次のいずれかの方法により ID・パスワード方式の利用の開始手 続を行うこととなります。
 - イ 税務署にお越しいただいた上で行う方法
 - ロ 自宅等において確定申告書等作成コーナー「https://www.keisan.nta.go.jp」を利用して行う方法
 - (注) ID・パスワード方式の利用開始手続は、国税庁告示(平成十八年国税庁告示第三十二号)において、電子情報処理組織を利用して届出された方に限って利用できることになっているため、「書面」で届出をすることはできません。